

# 時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

(可認者信送)

明治二十三年四月十五日

(面六號本)

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ  
一枚額○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○舊年頂金六圓○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニ送スルモノニ限り右定價ノ外ニ前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報廣告料前金  
一行五號活字廿四字版 一日限 二日以上 六日迄 七日以上  
一 行 二付 十二 錢 十一 錢 十錢五厘

月曜日井に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

## 時事新報

名古屋の客室に於て

石河幹明稿

今回の大演習は大作戦の計畫を實地に試みたるものにして其結果は我國軍事上の未來より少なからざる経験を與へたる事ならん我輩は幸よ陪覧の榮を得て前後數日間演習地に奔走し其實況を目撃したれども赤面ながら平生軍事の知識に乏しきと又一つには戰地経験の際、詳細の實況を探究する暇なきと以て過日來本紙上に登載したる記事の如きも時どしては多少事實を誤り又時どしては報道單略に過ぎて讀者に十分の満足を與ふるふと龍飛さうし甚だ遺憾に堪へざる所なり然りと雖も此事たる各新聞社ともに免る能はざるの要にして獨り我社のみにもあらざれば總て此邊の事情は暫く讀者の宥恕乞ふ事として扱其結果に就き聊か概評を試みんとする部見を以てすれば今回の演習は先づ不都合もなく果して計畫通りに行はれたるは先づ我輩の意想外に出でたる所なり戰略に至りては東西兩軍の如くして經驗中の經驗とも云ふ可きものなれば其結果の如何は世人の頗る興味ある處なるに實際には何等の施爲運転其宜しさを失は未能く軍紀を守りて其任務を盡したるは今更云ふ迄もなき處なれども暫く其自重したる處により一派の私言を以て之を評せんに去月三十一日半田附近に於ける西軍増加隊と東軍本隊との攻防は雙方ともに別に可否する所ある可らずと雖も西軍の戰鬪艦隊が其搭載したる陸兵を揚陸する時機の延滞を致し爲めに陸戰の計畫上に變化を及ぼししめたるが如きは我輩の遺憾とする所なり抑も今度の演習に就ては海軍部の目的とする所は専ら陸兵揚陸の一事を在りと云ふもある程の次第なれば其平常の技術を顯はす可き機會に於ける三十日戰鬪艦隊が伊勢海の守を破り如多賀入したる其艦間に在りし事あらんに事の實に機宜を失したるの觀あるは果して如何なる原因に

出でたるか此一事は今後當局者の須らく研究を要する

主點なる可し四月一日東海道今村附近に於ける東西南軍の陸戰は雙方ともに好地形を占め且つ歩砲兩兵の展開も亦その宜きを得たるが如し但し此戰よりては西軍は専ら其主力を左翼に盡し東軍も亦その主力を右翼に集り以て之に當らんとするの覺悟ありたるが如くなれども其用意未だ整はずして西軍の爲めに一着を先んせられたるは東軍の爲めに不利なるのみあらず且つ又當

時新街道に向ひたる東軍の枝隊が本道の砲聲を聞きながら之に赴援せざりしも亦東軍の一不利に數へるを得ず而して此戰に西軍より退却を始めたるは演習の情況より統監よりの命令にして當日の戰状には關係なく

きものなりと云へり本月二日平針村の大戰は兩軍とも

全力を盡したる最後の戰にして最も其枝隊を見る可

きものなりとす蓋し此日の戰には西軍は一族團の兵を

以て平針街道の要所なる八事山を守り其本軍は熱田附近の地に屯し笠寺山邊に二聯隊の豫備隊を備へ東軍は

一師團の兵を率て平針街道に向ひ更に一族團の枝隊を

東海道に向ひしめたるなり左れば若しも東軍が最初に全力を以て八事山を攻撃するに於ては或は其目的を達

せしならば如何とされば八事山の西軍は僅に一族團に

大砲十一門に過ぎざるのみあらず左翼の如きは其備最も薄弱なりしを以てあり然るに東軍の攻撃

未だ盛ならざる中に西軍は早く既に東軍が主力を盡し

て平針街道に向ひたるを察知し急よ二聯隊の豫備隊を起援せしめ且つ其山砲に換ふるに野戰砲を以てしめたる

が故に其守既に堅くして東軍の攻撃は功を奏せざりし

し然りと雖も其大體は既ては兩軍ともよく能く其施爲を誤らすして軍事の進歩の見る可きもの少あじとせず例へば砲兵、機械、火薬等の如きは實に手際のものにして陪覧の外國人なども驚嘆指かざりしと云ふ顯ふに今回の演習に就

ては西軍の運動は常に機を制するに就く東軍は十分の決心ありと雖も之を断行するに果敢ならざりしものゝ如

く謂らして軍事の進歩の見る可きもの少あじとせず例へば砲兵、機械、火薬等の如きは實に手際のものにして陪覧の外國人なども驚嘆指かざりしと云ふ顯ふに今回の演習に就

第一千六百二十九号

明治廿三年四月十五日 火曜日

舊曆庚寅二月廿六日 (丙寅)

則甲號表面ノ旅費ヲ同年閣令第十四號内國旅費規則ニ據リ支給スヘン

明治廿三年

内務大臣伯爵山縣有朋

四月十四日

月出午前六時五時三十分  
入午後一時五十九分

浦子橋一時五十一分  
浦子橋三時三十七分

十三萬六圓五錢内登記料金五十一萬九千四百三十二圓

九十九錢、手數料金一萬五百七十三圓十五錢なり右件數

金額を以て各控訴院管轄に區別すれば東京控訴院管内

に附さ登記を爲したる件數及金額即ち登記料、手數料

を調査するに件數百十六萬六千六百六十二件、金額五

千九百二十一圓六十錢、長崎控訴院管内件數十萬六

九十九錢、手數料金一萬五百七十三圓十五錢なり右件數

金額を以て各控訴院管轄に區別すれば東京控訴院管内

に附さ登記を爲したる件數及金額即ち登記料、手數料

を調査するに件數百十六萬六千六百六十二件、金額五

の能樂、仕舞等の催し

び府廳、裁判所等の富

行幸啓の御日取 天皇

も過日來の風雨にて今

司其他有志の者三條忠成公の三十年祭

三條忠成公の三十年祭を

有備川一品親王陛下

しと云ふ

三條忠成公の三十年祭を

市町村令第十八號

府縣

市町村令第十八號

内務省訓令第十八號

明治十九年本省令第十一號警察官吏其他内國旅費概

(表は略す)

○朝鮮近信 (京城四月四日發)

近藤公使の談判 前便に筆追せし如く朝鮮政府が咸鏡道監司趙秉式をして二十四節を續任せしめたるは不都

合に付我近藤公使は屢々外衙門に赴き談判せしめども外務監司趙秉式をして二十四節を續任せしめたるは不都

○京都電報 (四月十二日)

兩陸下 暮上